

○厚生労働省告示第四百三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項及び第六十五条の二第二項並びに特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号及び第八条第一項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十一月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号中「9から11まで」を「8の2から11まで」に、「第九号から第十一号まで」を「第八号の二から第十一号まで」に改め、同号の表塩素の項の次に次のように加える。

オルトートルイジン

一立方センチメートル

（作業環境測定基準の一部改正）

第二条 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一オーラミンの項の次に次のように加える。

オルトートルイジン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
-----------	--------	---------------

(作業環境評価基準の一部改正)

第三条 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正する。
別表中九の二の項を九の三の項とし、九の項の次に次のように加える。

九の二 オルトートルイジン	一 ppm
---------------	----------

(特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部改正)

第四条 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「9から11まで」を「8の2から11まで」に改める。